

ID: 303

担当部署: みどり環境部 みどり公園課

処分の概要	緑地協定の廃止の認可		
法令名称 根拠条項	都市緑地法 第52条第1項		
法令番号	昭和48年法律第72号		
【基準】 法第52条第1項の規定による。 (緑地協定の廃止) 第52条 緑地協定区域内の土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、第45条第4項又は第48条第1項の認可を受けた緑地協定を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。 都市緑地法運用指針(平成16年12月国土交通省都市・地域整備局)参考			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 29 年 10 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日